

平成 23 年 9 月 20 日 (火)  
第 8 回東日本大震災復興対策本部資料

# 参考資料（地方税） (試算の前提等)

## 試算の前提等

税制調査会本体会合及び作業チームにおける議論を通じ、基幹税などの個々の税目に関して、以下のような前提等に基づいて試算を行った。

### 試算の前提と考え方

#### 1. 総論

- (1) 税収については、平成 23 年度地方財政計画額を基本としている。なお、実際の税収は、経済情勢などの要因で変動する。
- (2) 地方税においては、個別税目ごとの特徴や税収、我が国経済との関係に留意しつつ、復旧・復興事業 19 兆円程度のうち、全国の地方団体で行われることが予定されている緊急防災・減災事業の地方負担分等（0.8 兆円程度（推計））について、財源手当を国に依存するのではなく、地方税において復旧・復興のための時限的な税制上の措置を講じることで地方団体自ら財源を確保するとの観点から、税制措置を講じる税目や税制措置の期間を設定した。
- (3) 個人住民税均等割等の引上げの開始時期は、国税の開始時期と同じ時期として各「選択肢のイメージ」を作成している。

#### 2. 個人住民税

- (1) 現行の個人住民税の均等割の標準税率（年額）4,000 円（道府県民税 1,000 円、市町村民税 3,000 円）を一定額引き上げる。
- (2) 所得税と比べて納税義務者数が多く、「今を生きる世代全体で連帯し負担を分かち合う」との復興基本方針と合致する。  
※ 納税義務者数(H21 年所得) 均等割 5,936 万人、所得割 5,477 万人、所得税 5,052 万人
- (3) 非課税限度額制度等により、所得の極めて低い者などには課税されない。
- (4) 平成 23 年度改正事項は、税体系上の整合性の観点等から、
  - ・給与所得控除の見直し（所得税の改正が影響）
  - ・成年扶養控除の見直し（所得税と同様の改正）

の見直しを行うこととしている。これらの改正事項による增收見込額は、632 億円である。（平年度ベース）

これらに係る国税の增收額については、3 歳未満の子どもについて、子ども手当の給付額を上乗せする場合の財源に充てることとされていたが、地方税の增收分は 5 大臣合意（平成 22 年 12 月 20 日）において地方財源であるという性格にも鑑み国税と異なる対応とされていることに留意が必要。

#### 【参考】5 大臣合意（平成 22 年 12 月 20 日）（抄）

4. 平成 23 年度税制改正による所得税・住民税の成年扶養控除の縮減及び所得税の給与所得控除の縮減に係る税制改正の趣旨を踏まえつつ、これによる地方財政の增收分については、地方財源であるという性格にも鑑み、子ども手當に充てないが、各施策の見直しを行う中で、国、地方の適切な役割分担・経費負担を実現するための検討を行い、その結果と整合的な、一般財源化等の適切な措置を講ずる。このうち平成 23 年度の地方財政の增收分については、3. に掲げる適切な措置を講じる。あわせて、平成 23 年度厚生労働省予算の見直しにより（200 億円）を確保する。

なお、平成 23 年度改正事項としては、退職所得 10% 税額控除の廃止等もある。

### 3. 地方たばこ税

- (1) 現行の地方たばこ税の税率を引き上げる。
- (2) 国と地方のたばこ税の配分の比率は従来から 1 : 1 となっている。
- (3) 国、地方いずれのたばこ税に税制措置を講じた場合であっても、販売本数の減少による減収の影響が生じる。
- (4) 平成 22 年度税制改正との関係及び税制改正大綱との関係については、国税と同じ。